

Title	舊佐賀藩ノ農民土地制度, 農商務省農務局編
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎(Tanaka, Suiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.2, No.1 (1922. 11) ,p.132- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19221100-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論一般世人の餘りに注意せざる編輯營業等の方面に涉つて詳細の記述を惜まぬ本書は社會教育上測り難い價值を具へて居る。若し夫れ新聞記者の天職を輕く見るの痼疾が本書に由て醫治せられたならばその價值は更に加はると思ふ。(田中幸一郎)

舊佐賀藩ノ農民土地制度

(農商務省農務局編)
(帝國農會發行)

土地をすべて藩有に移し更めて四分の一を地主に四分の三を小作人に與へた、但し三十町歩以上の地主には六町歩に制限した。次で爾他の領内では加地子の收入を失つて小地主が困難に陥つたので文久元年に有田伊萬里方面と同じく一旦土地をすべて地主の手から奪つて、更めて二分五厘を地主に七分五厘を小作人に與へた。是が即ち幕末に於ける佐賀藩の土地制度改革である。

鍋島閑叟が佐賀藩主たりし當時斷行した農政上の改革は隨分思ひ切つた英斷であつた。勿論徳川時代の地主の土地所有權は農業者に同情の無い學者には否認せらるる程プレキリアスなもので且又之れより生ずる實收も尙少なものであつた。本書にも田壹反歩の收穫を平均米壹石七斗として壹石は藩へ納むる御年貢米五斗は小作人の所得で地主の收入は貳斗であつた。佐賀藩では是を加地子と云ふて居つた。加地子とは地租に加へて小作人の御年貢を上納する時に地主に納附されて居つた。擬て鍋島閑叟が天保元年に襲封した時は前代綱紀紊亂の後を受けて苛歛誅求到らざる所無なかつた。隨て百姓も流離困頓眼も當てられぬやうであつたので天保十三年に加地子納付を十箇年猶豫した。地租をも減ずる程と云ふことは固より思ひも及ばぬことで十年間地主の收入を奪つた併しかゝる亂暴な法令は武斷政治の徳川時代でも徹底的に行はることは困難であつた、農民の經濟狀態は容易に向上せぬので嘉永四年に更に十年間加地子を猶豫した。さり乍ら富商兼併の甚しかつた地方では毫も効果が無いので有田伊萬里方面では翌五年にリ村里益々混亂に陥れり』と非難してゐるのは佐賀藩の農政改革

この改革は從來迎も多少學者の注意に上つて、例へば安部磯雄氏の「社會主義小史」には是を評して土地の所有權小作人に歸したるの觀を呈し我國に於て土地國有論の是認せられたる先例を爲せりと述べてある。農商務局囑託員小野武夫氏はこの問題に興味を起し舊記を續き故老に訪ひて研鑽を遂げ筆を佐賀藩の狀態に起して閑叟の改革を説き延て維新後に於ける加地子田處分の紛擾に及ぼし明治二十年前後に至て漸くその局を結んだ次第を詳記した、それが即ち本書である。小野氏の所見に従へば有田の富商階級に屬して居る正司考祺の『經濟問答秘録』中に『去る文化の年或邦に新制を建て富民所持の田畠を取揚げ小作人に與へしに領中乍ち騷動して鼎の湧くが如く之迄正直者と呼ばれし者も忽ち邪心を生じ種々奸惡の陋策を講じ或は姓名を易て多く取り之に反して鈍直の者は少しく取り弱き者は壓倒され強き者は取勝となりしが而かも一二ヶ月も經ざる間に上より與へられたる十中八九は入質或は放資せられ新制の布かれたる翌年代官庄屋に往き租帳を見れば田地は以前の如く悉く人手に渡り上よりの賜田とは唯名のみにして舊家は潰れ僥倖の者一方より安價にて土地を買占或は高利の質に取

のことを譲じたものであらうと云ふてゐる。寔にその通であらう。昨今小作問題の喧しい際でもあるし小野氏のこのモノグラフは史學上の有益な研究である。但し結論に社會制度の改革は困難で、私有財産制を社會主義制にするのは固より、社會主義制を私有財産制に復するのにも困難であると云ふてゐるが、閑農の改革は地主の私有財産の大部分を小作人の私有財産にしたので社會主義制の社會を造つたのでは無いと思ふ。自分は社會主義制の社會は人性の趨く儘に忽ちに私有財産制の社會に復歸するものであると考へる。

(田中幸一郎)

現代哲學への途

(川合貞一著
東光閣書店發行)

われらの多年切望してやまなかつた川合教授の『現代哲學への道』が、いよいよ、新秋の讀書季に際して公刊されたことは、わが學界及び思想界の喜びでなければならぬ。書中收むところ十五篇、『主として哲學に關してこれまで世に公にした論文や講演を集めたものである』が、本書によつて更に新に教へらるるとともに該博なる知識と精到なる論理と深遠なる思想とは、わが學界において獨自の地位を占むるものであることを思はしめらる。殊にわれらの興味を喚起するものは、『歴史哲學の問題』と『歴史に對する近代の認識論的考察』との二篇である。けだし歴史が學問として成立し得るや否や、學問なりとして如何なる性質のものなるかといふ所謂歴史哲學の問題は、最近の哲學界における最も重要な

論争であり、而してこの問題の解決が、われら歴史の學徒にとつて極めて重大であるからである。假令この問題の解決が哲學者の任務であるとしても、歴史家はこの問題に全く無關心であつてはならぬ。自己の攻究する學問の性質意義を知らずして、われらは十分の努力を有意義につくすことができないのである。

而してこの歴史哲學に關して獨特の見解を下し、歴史が自然科學に對立する經驗科學なることを主張して、學界に多くの問題を提起したのは、ダインデルバンド及びリツカート等の西南獨逸學派であるが、しかし從來のわが學界においては、多くは彼等の學說の單なる祖述紹介にすぎなかつたが、われ等は如上の二篇によつて彼等の學說に對する眞の徹底的批評に接するを得て會心の至りにたえない。『歴史に對する近代の認識論的考察』は本誌第一卷第二號に掲載されたもので、讀者の記憶に猶新なるものであるが、『歴史哲學の問題』は、一、歴史の見解、方法に關するもの、二、史實の性質に關するもの、三、史的法則に關するもの、四、史的生活の所依に關するもの、五、史的生活の意義に關するもの等の諸問題を簡明に論評して、われ等に教ふるところ極めて多い。ダインデルバンド及びリツカートは普遍性と特殊性とを相對立させて矛盾概念となし、自然科學は普遍性を、歴史學は特殊性をもとめるものとなすのであるが、これに對して著者は歴史は『特殊性といふ點から現實を見たものではなくして、個々の系統に於ける文化生活的内的關聯を究めるものに他ならぬ』となし、そして特殊の事實の内的關聯を明かにする以上、ある種の普遍を究めてゐるものであつて、歴史の價值は文化生活的内的關聯が明かに